

京都市告示第313号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開所する日時について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成22年12月6日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開所する日時

平成23年1月4日 午前9時30分から午後5時まで（ただし、診療所を除きます。）

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）